

所掌事項

一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する重要事項を審議する。

設置根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7
宮古市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例
第21条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

20人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R4. 9. 1

現任委員任期満了日

R6. 8. 31

担当課

市民生活部生活課きれいなまち推進室

TEL : 0193-62-2111 内線 1823

FAX : 0193-64-6488

E-mail : kireinamachi@city.miyako.iwate.jp

備考